

企画競争実施の公示

令和7年6月16日

中国運輸局交通政策部長 阪場 進一

次のとおり、企画提案書を提出願います。

1. 業務概要

(1) 業務名

共創モデル実証事業採択事例をはじめとした優良事例のプロセスマネジメント調査業務

(2) 業務内容等

【調査業務の背景と目的】

別紙、説明書による。

【業務の内容】

別紙、説明書による。

【成果物の提出】

別紙、説明書による。

(3) 履行期限

令和8年3月31日（火）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、競争参加地域が「中国地域」の一般競争参加資格を有するものであること。
- (3) 国土交通省中国運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

中国運輸局交通政策部交通企画課

〒730-8544 広島市中区上八丁堀6番30号

TEL：082-228-3495

E-MAIL：cgt-chugoku-kotsukikaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判20枚程度）に併せて、次の事項を記載した書面を提出すること。

- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）
- ・令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和7年7月7日（月）17時00分（必着）

場所：（1）に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）または電磁的方式（事前に電話により申し出ること。）なお、電子データによる提出の場合は1つのファイルにして、その容量は原則20MB以下とすること。また、持参若しくは郵送による提出の場合は原則8部用意することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無

必要に応じ実施する場合がある。その場合、日時は提案者と調整の上、決定し、場所は中国運輸局とする。

(5) 企画提案書の特定をするための評価基準

- ① 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ② 提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③ 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④ 業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤ 業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥ 必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦ 専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス（WLB）等推進の状況：次のア～ウのいずれかに該当する企業は、所定の評価点を加点することとし、当該企業は、企画提案書の提出に併せて、次のi～iiiの書類を提出すること。

ア) ワーク・ライフ・バランスを推進する以下のいずれかの認定等を受けた企業

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条の認定（ただし、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準（以下単に「基準」という。）を満たすものに限る。）【プラチナえるぼし】
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定（ただし、基準を満たすものに限る。）【えるぼし】
- ・次世代育成支援対策推進法第15条の2の認定【プラチナくるみん】
- ・次世代育成支援対策推進法第13条の認定【くるみん・トライくるみん】
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の認定【ユースエール】

イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）

ウ) 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画（計画期間

が満了していないものに限る。)を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)

i)「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」

URL : <https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/soumu/jyoseikatsuyaku.html>

ii) 該当する「認定通知書」の写し

iii) 該当する「一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付き)」の写し

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 本業務の支払条件及び概算予算額
 - ・支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受領して30日以内
 - ・概算予算額：200万円を上限とする(消費税及び地方消費税を含む。)
- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 特定されなかった企画提案書は、原則返却する。ただし、返却を希望しない提案者は、企画提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、当局ホームページで次の事項を公表する。
 - ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・企画提案者毎、評価項目毎の評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は国土交通省中国運輸局に帰属する。
- (16) 不明な点等のお問い合わせ先等
 - お問い合わせ先：3.(1)に同じ。(担当：鎌田、河内、廣實)
 - お問い合わせ方法：電話又は来訪
 - お問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限までなお、評価基準の配点につきましては、質問をお受け出来ません。
あらかじめご了承下さい。

説明書

1. 業務名

共創モデル実証事業採択事例をはじめとした優良事例のプロセスマネジメント調査業務

2. 業務の背景と目的

地域の公共交通については、人口減少などによる利用者の減少が続く中、コロナ後も回復の見通しは厳しく、将来にわたって安定的なサービス提供をいかに実現していくのかが大きな課題となっていることから、関係者との共創を通じて、より効率的かつ効果的な施策を打ち出すことが重要である。

一方で、施策を打ちだしたり関係者と連携したりするためのノウハウや、地域の公共交通に対する知識や理解が不足していることから動き出せない地域が多い状況。また、「地域公共交通計画」の実質化に向けた検討会においては、プロセスマネジメントの重要性が指摘されているところである。

以上を踏まえ、本調査を実施し優良事例の横展開を行うことで、各地域における取組の開始を後押しする。加えて、本調査を実施して得られた内容について、運輸局職員自身にしっかり理解させることを通じて、管内における交通空白の解消をはじめとした地域交通課題の解決に向けて、有効かつ丁寧な伴走支援を行うことができる人材の育成を目指す。

3. 業務の内容（各段階における具体的な手法は企画提案書によるものとする）

（1）先進事例の収集・整理（アンケート調査等）

中国運輸局管内において、共創モデル実証事業等をはじめとした先進的な取組を実施している地方公共団体・団体等に対してアンケート等を実施して、トリガーから取組実施に至るまでの状況を把握すること。具体的な収集・整理手法については、企画提案書に書き込むことにより提案すること。

（2）先進事例のプロセスマネジメント調査（ヒアリング調査等）

（1）で収集した先進事例の現在及び過去の担当者へのヒアリングを実施して、プロセスやプロジェクトの実施に向けて留意したポイント、関係者の巻き込み方等、今後の取組予定や国への要望等についてヒアリングを行うこと。具体的な調査手法及び調査件数については、企画提案書に書き込むことにより提案すること。

（3）分析・検証

上記（1）（2）での調査結果をもとに、取組実施に至るまでのプロセス及び成果、環境の変化や調整に伴って変更が必要となったものや関係者等の果たした役割等について分析し、最適な交通モードについて、これから検討を開始する地域や検討が進まない地域等において、今後の公共交通施策へどのように反映させることができるかについて検証すること。

(4) 業務の打合せ

中国運輸局交通政策部交通企画課と受託業者において、業務の打ち合わせを適宜開催すること。(なお、打ち合わせについては、メールやオンラインでの実施も可とする。)

(5) 報告書及び手引書の作成

上記の調査・検討の実施内容をとりまとめた報告書及び地方公共団体の交通事務担当者及び運輸局職員等へ向けた手引書を作成すること。なお、本業務の成果物(報告書や手引きのみならず一部のデータ等も含む。)は、期間の制限なくホームページ、印刷物、DVD、講演・講習及び放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表(公開、配布、放送等)することを想定しているため、二次利用も含めた権利関係に関する許諾等の手続きを行うこと。また、必要な権利関係の許諾等の手続きに必要な経費は、すべて当初の契約金額に含むものとする。また、使用ソフトについては事前に中国運輸局交通政策部交通企画課と調整すること。

4. 成果物の提出

(1) 成果物

- ①報告書(A4版、カラー、50ページ程度)
- ②手引書(A4版、カラー、10ページ程度)

(2) 提出方法及び提出部数

- ①報告書は電子媒体(CD-R又はDVD)及び紙媒体にて2部
- ②手引書は電子媒体(CD-R又はDVD)にて2部

なお、紙媒体に使用する用紙等はグリーン購入法に適合したものとする。

(3) 提出先

中国運輸局交通政策部交通企画課